## 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(事業)	〔同左〕
第4条 作業所は、次の事業を行う。	第4条 〔同左〕
法 <u>第 5 条第 1 5 項</u> に規定する就労継続	法 <u>第 5 条第 1 6 項</u> に規定する就労継続
支援に関すること(以下「就労継続支援	支援に関すること(以下「就労継続支援
事業」という。)。	事業」という。)。
〔略〕	〔略〕
(利用対象者)	〔同左〕
第7条 就労継続支援事業を利用することが	第7条 〔同左〕
できる者は、次の各号のいずれかに該当す	
る者とする。	
法第22条第8項に規定する障害福祉	<u>法第22条第5項</u> に規定する障害福祉
サービス受給者証(法 <u>第5条第15項</u> に	サービス受給者証(法 <u>第5条第16項</u> に
規定する就労継続支援に係るものに限	規定する就労継続支援に係るものに限
る。)の交付を受けた者	る。)の交付を受けた者
• 〔略〕	• 〔略〕

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 改 正 後

第5条 この法律において「障害福祉サービ ス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、療養介護、生活介護、短 期入所、重度障害者等包括支援、共同生活 介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援及び共同生活援助をい い、「障害福祉サービス事業」とは、障害 福祉サービス(障害者支援施設、独立行政 法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの 園法(平成14年法律第167号)第11 条第1号の規定により独立行政法人国立重 度知的障害者総合施設のぞみの園が設置す る施設(以下「のぞみの園」という。)そ の他厚生労働省令で定める施設において行 われる施設障害福祉サービス(施設入所支 援及び厚生労働省令で定める障害福祉サー ビスをいう。以下同じ。)を除く。)を行 う事業をいう。

2~7 [略]

## <u>8~14</u> 〔略〕

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(支給要否決定等)

第22条 〔略〕

2 · 3 [略]

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等

## 改 正 前

第5条 この法律において「障害福祉サービ ス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、療養介護、生活介護、児 童デイサービス、短期入所、重度障害者等 包括支援、共同生活介護、施設入所支援、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及 び共同生活援助をいい、「障害福祉サービ ス事業」とは、障害福祉サービス(障害者 支援施設、独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園法(平成14年法律 第167号)第11条第1号の規定により 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみ の園」という。) その他厚生労働省令で定 める施設において行われる施設障害福祉サ ービス(施設入所支援及び厚生労働省令で 定める障害福祉サービスをいう。以下同 じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2~7 〔略〕

8 この法律において「児童デイサービス」 とは、障害児につき、児童福祉法第43条 の3に規定する肢体不自由児施設その他の 厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常 生活における基本的な動作の指導、集団生 活への適応訓練その他の厚生労働省令で定 める便宜を供与することをいう。

9~15 [略]

16 〔同左〕

〔同左〕

第22条 〔略〕

2 · 3 [略]

〔新設〕

|--|

- 5 前項の規定によりサービス等利用計画案 の提出を求められた障害者又は障害児の保 護者は、厚生労働省令で定める場合には、 同項のサービス等利用計画案に代えて厚生 労働省令で定めるサービス等利用計画案を 提出することができる。
- 6 市町村は、前2項のサービス等利用計画 案の提出があった場合には、第1項の厚生 労働省令で定める事項及び当該サービス等 利用計画案を勘案して支給要否決定を行う ものとする。
- 7 〔略〕
- 8 市町村は、支給決定を行ったときは、当 該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令 で定めるところにより、支給量その他の厚 生労働省令で定める事項を記載した障害福 祉サービス受給者証(以下「受給者証」と いう。)を交付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔略〕

[同左]

【施行期日】平成24年4月1日